

●香川県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成22年7月1日	スター薬局 柞田店	観音寺市柞田町甲1939番地10
平成22年7月15日	豊永歯科クリニック	観音寺市吉岡町13番地5
平成22年9月1日	医療法人社団林泉会 林医院	仲多度郡まんのう町岸上1638番地30
平成22年9月1日	渡辺ハートクリニック内科	観音寺市植田町1010番地シークレストクリニカルモール2F
平成22年9月1日	医療法人社団 おおつか内科医院	丸亀市山北町451番地1
平成22年9月1日	医療法人社団ききょう会 つるわクリニック	さぬき市津田町鶴羽570番地1